

## ⑭ 「かさまコンシェルジュ」を募集します

申・問 (一社)笠間観光協会 Tel 0296-72-9222 〒309-1611 笠間市笠間1538-2  
HP <https://www.kasama-kankou.jp/>

市を訪れる観光客等に対して、きめ細かい観光案内や観光PRに積極的に取り組んでいただける方を募集します。

**募集人数** 2名程度

**勤務内容** 市内の観光イベント・観光案内や県内外の観光キャンペーン等(PR)、情報発信活動(SNS等)、単年度契約

**応募資格** 満18歳以上(令和4年4月1日現在)、ただし高等学校在籍者は除く  
学校・勤務先等の了解を得られる方、普通免許要、日常英会話ができる方歓迎

**手当** 10,000円/日 ※制服を貸与

**応募方法** 応募用紙に写真1枚(6ヶ月以内に撮影した上半身)を添付のうえ、窓口で直接または郵送でお申し込みください。応募用紙はホームページからもダウンロードできます。

**応募期限** 3月31日(木)午後5時まで ※月曜日休業

## ⑮ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 下水道課(内線71112) 環境保全課(内線126)  
(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4004  
茨城県県民生活環境部環境対策課 Tel 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律により義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんの協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申し込み
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3~4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ぼっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3~8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

### 一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

